

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和7年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、() の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

	初診料……267 未届出……240	再診料……58 未届出……44	医療DX 基 本 診 療 料 医 学 管 理	医療DX推進体制整備加算(加算1~3:電子処方箋要件あり、加算4~6:電子処方箋要件なし) ※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算種別が異なる。() 内はマイナ保険証の利用率。 加算1(60%)……+11 加算2(40%)……+10 加算3(25%)……+8 加算4(60%)……+9 加算5(40%)……+8 加算6(25%)……+6	医療情報取得加算《初診時》(月1回)……+1 医療情報取得加算《再診時》(3月に1回)……+1
通信機器利用時	233	51			
明細		+1			
外安全1	+12	+2			
外感染1	+12	+2			
外感染2	+14	+4			
時間外	+85	+65			
休日	+250	+190			
深夜	+480	+420			
乳	+40	+10			
乳時間外	+125	+75			
乳休日	+290	+200			
乳深夜	+620	+530			
特1		+175			
特2		+250			
特3		+500			
特連	+150				
特地	+100				

歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)

歯科訪問診療における特掲診療料の加算

		同一建物に居住する患者数					訪問診療のみ算定	抜髓 感染根管処置 膿瘍切開 乳歯・永久歯の普通抜歯 磁性アタッチメントの磁石構造体 有床義歯修理 欠損補綴の印象採得(連合・特殊) 咬合印象 有床義歯の咬合採得 有床義歯内面適合法	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髓、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は()の点数を算定する。 ・拔髓即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。
		訪問1 (1人)	訪問2 (2~3人)	訪問3 (4~9人)	訪問4 (10~19人)	訪問5 (20人以上)			
診療時間 (1人につき)	20分以上	1100 <1090>	410 <400>	310 <300>	160 <150>	95 <85>			
	20分未満		287 <277>	217 <207>	96 <86>	57 <47>			

※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

歯科訪問診療料への加算

在 宅 医 療	歯科訪問診療1~5						歯科訪問診療1のみ		
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	患者の状態による加算		診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算
				特1	特2			併算定不可	
	歯援診1／歯援診2 歯援病	同一建物居住者	+50						+100
		上記以外	+115						+150
	口管強 保険医療機関	同一建物居住者	+50						+100
		上記以外	+115						
	上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者	+30						+100
		上記以外	+90						

在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
0~9歯……400 10~19歯……500 20歯以上……600小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料
.....600

【(小児) 在宅患者訪問口腔リハ共通事項】

口管強……+75 歯援診1……+145 歯援診2……+80 歯援病……+145

(小児) 在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供)……+100

(小児) 在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回)……+100

通信画像情報活用加算……+30 訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)

1人……362 2人以上9人以下……326 左記以外……295

複数名加算(患者又は家族の同意)……+150

歯科疾患在宅療養管理料

歯援診1……340 歯援診2……230 歯援病……340 左記以外……200

文書提供加算……+10 在宅総合医療管理加算……+50

在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供)……+100

在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供)……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回)……+100

在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等)……各100

在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき)……45

在宅患者連携指導料(月1回)……900

在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回)……200

フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)

在宅等療養患者(う蝕多発傾向者)……110(165)

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回)……130(195)

非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回)……110(165)